

芦屋町青少年問題協議会

根拠法令

- 地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）
都道府県及び市町村に「附属機関」として設置することができる」と明記
- 芦屋町青少年問題協議会設置条例（昭和 39 年条例第 2 号）

所掌事務（役割）

- 1 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立について必要な事項を調査審議すること。
- 2 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関の連絡調整を図ること。
- 3 これらの事項に関して、芦屋町長及びその他区域内の関係行政機関に対して意見を述べることができる。

組織

- 会長は町長とし、委員は 10 人で組織
 - ・町議会議員 1 人
 - ・町教育委員会代表（教育長） 1 人
 - ・青少年関係行政機関の長（折尾署、少年課長） 1 人
 - ・民生児童委員代表 1 人
 - ・小中学校校長 2 人
 - ・保護司代表 1 人
 - ・各種団体（小中学校 P T A 代表、区長会） 3 人
- 協議会は会長が必要に応じて召集し開催
- 協議会の庶務は、教育委員会生涯学習課にて処理

芦屋町青少年問題協議会 組織図

